

大津市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき執行した財務監査（定期監査）並びに同条第2項の規定に基づき執行した行政監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年11月18日

大津市監査委員	土	屋	薫
同	津	田	穂
同	山	本	久
同	浅	井	貴
			博

1 監査の期間

令和4年4月1日から同年9月30日まで

2 監査執行対象機関及び監査執行年月日

教育委員会ほか6部局（別表のとおり）

3 監査の実施

大津市監査基準（令和2年監査委員告示第6号）に準拠して、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施した。監査の実施に当たっては、財務その他に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに着目して、関係部局が作成する監査資料に基づき諸帳簿を確認し、併せて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

前項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

については、今後も適正な事務の執行に努められたい。

別表

監査執行対象機関名	監査執行年月日
教育委員会事務局	
教職員室	令和4年5月30日
学校給食課（学校給食共同調理場）	令和4年5月30日
教育委員会（教育機関）	
教育支援センター	令和4年5月30日
教育センター	令和4年5月30日
少年センター	令和4年5月30日
大津少年センター	令和4年5月30日
堅田少年センター	令和4年5月30日
選挙管理委員会事務局	令和4年5月30日
市民部	
自治協働課（協働のまちづくり推進室、市民相談室、滋賀里交流センター）	令和4年6月30日
戸籍住民課（カード交付推進室）	令和4年6月30日
文化財保護課（埋蔵文化財調査センター）	令和4年6月30日
歴史博物館	令和4年6月30日
政策調整部	
秘書課	令和4年7月21日
情報システム課（イノベーション戦略室）	令和4年7月21日
消防局	
予防課	令和4年7月21日
産業観光部	
商工労働政策課（地域ビジネス支援室）	令和4年8月29日
農林水産課	令和4年8月29日

企業局

経営経理課

水道ガス改良課

下水道整備課（下水道調査室）

お客様設備課

維持管理課

令和4年9月21日

令和4年9月21日

令和4年9月21日

令和4年9月21日

令和4年9月21日